

「キッズウィーク」について ～人を育てる、社会を変える新たなチャレンジ～ (案)

資料2-2

1. キッズウィークとは ⇒学校休業日の分散化と有給休暇取得で大人と子供が共にゆったりとした休日を！

- 地域ごとに夏休みや冬休みなどの学校の長期休業日から、一部の休業日を他の日に移して休業日を分散化する（キッズウィーク）。学校が休みとなった日に大人も有給休暇を取得し、大人と子供が共に休日を過ごすことを国民運動的に盛り上げていく。
- 平成30年度から、都道府県・市区町村など一定の地域単位で、全国一律・一斉といった形ではなく、地域の実情に応じ、教育現場や企業の取組などを踏まえ、学校休業日の設定をはじめ、多様なやり方で自主的に取組を進めていただくことを想定。国は、地域の取組を支援。

2. キッズウィークにより目指すもの ⇒家庭や地域の教育力の向上と休み方改革をめざし、地域・観光振興も！

- 豊かな人生を送り、子供たちの豊かな心や人間性を育むためには、家族や仲間とともにゆったり休日を過ごし、絆を深めたり、趣味に打ち込んだり、地域行事に参加したりすることなどが重要である。
- 子供と大人が向き合う時間を確保するため、学校休業日を分散するとともに、その休みに合わせて大人が休みをとり、地域行事や体験活動、旅行など多様な活動を共に行うことにより、家庭や地域の教育力の充実が図られ、地域愛を育てることとなる。同時に、大人についても働き方を見返す契機となる。1億総活躍社会に向け、働き方改革と表裏一体のものとして休み方改革を進め、有給休暇取得率70%の達成を目指す。
- また、休日が多様化することにより、観光需要の平準化による混雑緩和、ハイシーズンの宿泊料金の低廉化と雇用の拡大、地域の活性化に資する。

3. 推進体制 ⇒国と地域の取組

- (1) 【国】 官民一体として取り組むため、政府に内閣官房長官を議長とし、関係大臣、関係団体の代表、有識者で構成する「大人と子供が向き合い休み方改革を進めるための「キッズウィーク」総合推進会議」（通称：キッズウィーク総合推進会議）を設置し、意見交換などを行う。
- (2) 【地域】 実施する地域単位ごとに、例えば協議会を設置し、自治体、学校、商工会・商工会議所、NPOなどの関係者が、休業日の設定や活動機会の確保、有給休暇の取得等について協議しつつ検討を進めていくことを想定。また、都道府県内で地域における協議会の連絡会を設け、情報交換、事例の共有を行うことも効果的と思われる。
- (3) 【国・地域】 国の出先機関や自治体などによる「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議WG」により、地域における取組状況の確認、事例の共有等を行う。

4. 政府の具体的取組 ⇒官民連携して環境整備

(1) 法令上の措置による学校休業日の分散化の明確化と周知

今年度中に学校休業日の分散化を促進するための法令上の手当てを講じるとともに、学校現場が混乱しないような手立てを検討する。さらに、次年度の休業日設定や企業における休暇取得の促進等に資するよう全国の休業日分散化の状況を取りまとめるとともに、分散化の工夫事例を公表・周知する。

(2) 有給休暇取得に関する企業への働きかけ

「年次有給休暇取得促進期間（10月）」を中心に、子供たちの休業日に合わせた休暇取得に配慮するよう重点的に周知啓発を実施するとともに、事業主の自主的な取組を促進するための法律に基づく指針の改正を検討。また、産業界における休暇取得の経済的インセンティブ付与の仕組みの導入を目指す。また、公務員（教員を含む）の有給休暇取得も奨励する。

(3) 多様な活動機会の確保要請及び柔軟な宿泊商品の造成

親子でスポーツ・文化等に親しむことができるプログラムの提供、社会教育施設・文化施設の無料開放等が行われるよう、地方公共団体や各種団体に協力を要請する。また、家族が宿泊する際に、人数にかかわらず利用できる適切な料金の宿泊商品の造成を観光業界に促す。

(4) 保護者が休めない家庭の子供への対応

キッズウィークの実施に合わせ、子供の居場所づくり、イベントづくりなど、どうしても保護者が共に休めない家庭の子供への対応について関係機関に要請するとともに必要な支援を行う。

学校休業日の分散化イメージ

※休業日の時期や期間は、地域の実情に応じて設定。

例1: 夏季休業日を短縮し、県民の日と合わせて4連休を創設

6月						8月							
月	火	水	木	金		月	火	水	木	金			
			1	2	3			1	2	3	4	5	
4	5	6	7	8	9	10	6	7	8	9	10	11	12
11	12	13	14	15	16	17	13	14	15	16	17	18	19
18	19	20	21	22	23	24	20	21	22	23	24	25	26
25	26	27	28	29	30	27	28	29	30	31			

県民の日

これまで夏休みだった期間

例2: 夏季休業日を短縮し、土日等と合わせて、例えば秋に新たな長期休業日を創設

7月						8月						10月									
月	火	水	木	金		月	火	水	木	金		月	火	水	木	金					
								1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7		
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12	13	14	
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19	20	21	
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	22	23	24	25	26	27	28	
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	31	29	30	31							
30	31																				

新たな長期休暇

これまで夏休みだった期間

学校休業日を工夫している例

■秋休みを設定している例

【東京都渋谷区】

既存の3連休と合わせて、5連休の秋休みを設定。

10月5日（木）～10月9日（月）（5日間） ※平成29年度における小中学校の例

■地域の発展と歴史を学ぶ機会とするために休業日を設定している例

【山形県鶴岡市】

地域の伝統的なお祭りである天神祭の実施日（5月25日）をふるさと休日として設定。

【神奈川県横浜市】

横浜開港祭が開催される6月2日の開港記念日を休業日として設定。

（あわせて市内の公共施設を子どもに無料開放）

【熊本県人吉市】

10月9日に開催される人吉市内の地方祭（おくんち祭）の日に市立小中学校の休業日を設定。